

小型無人機妨害器材の検査・整備等の契約希望者募集要項（公募）

小型無人機妨害器材の検査・整備等の契約を希望される方は、下記に基づき資料等を提出してください。

（公募実施権者）
契約担当官等
海上自衛隊函館基地隊本部経理科長

記

1 調達予定品目

令和7～9年度における、小型無人機妨害器材の検査・整備等に係わる契約（対象機器等については、別表のとおり。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有している者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (6) 不具合等発生時に迅速、かつ継続的に対応可能であること。
- (7) 別表に示す機器の検査・修理等に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。

- ア 計測器、試験装置専用治工具類を有し、検査等に十分な設備
 - イ 対象とする機器の整備に必要な十分な作業用工場
 - ウ 所要の官給品及び寄託品、補給品等の保管倉庫
- (8) 別表に示す機器の検査・修理等に必要な次の体制・能力又は同等の体制・能力を有すること。
- ア 当該機器の製造会社との技術的な連携がとれること。
 - イ 関連会社との連携が必要な場合は、十分な連携体制がとれること。
 - ウ 当該機器の検査・修理等に対応できる能力を有する所要の技術者が確保されていること。
 - エ 当該機器に対応した防衛省規格又はISO規格等の品質管理能力が必要な場合は、公示時又は契約履行時まで当該資格を有すること。
 - オ 労働法規に適合した安全管理体制を有すること。
- (9) 当該機器について、法令の規定により官署の許可を必要とする場合は、公示時に当該許可を受けていること、又は契約履行時まで当該許可を受けられる見込みのあること。
- (10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。
- (11) 当該役務の一部を下請け業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から第10号を満たすことを証明できること。
- (12) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 応募方法及び資料の提出

- (1) 応募者は、「参加表明書」(別紙様式)に次に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を添付し、提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない場合又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで当該資料の提出を省略することができる。
- ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格(写し))
 - イ 応募する者の財政状況・経営成績を証する書類
 - ウ 過去5年間における対象機器または類似機器の検査修理等受注実績(実績がない場合は、省略可)
 - エ 前項に規定する設備及び体制等を証明できる書類
 - オ 前項第10号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
 - カ 下請業者に一部を委託する場合は、下請(予定)会社一覧表、及び前項第11号に規定した内容を証明できる書類
- (2) 提出先
- 海上自衛隊函館基地隊本部経理科契約係
 〒040-0052 北海道函館市大町10-3
 0138-23-4241(内線245)

(3) 提出期限

令和8年1月9日（金）午後4時45分

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

4 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊函館基地隊本部経理科及び造修科から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、会社への立ち入りを含め協力しなければならない。

5 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

6 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、公募結果不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：海上自衛隊函館基地隊本部経理科契約係

イ 時間：直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

(3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

(4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業務調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料は、他の目的に使用しない。
- (7) 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
- (8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定するものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (9) 資料の提出に当たっては、製本等過剰な編み綴りは不要とする。

(記入例)

令和〇年〇月〇日

海上自衛隊函館基地隊本部経理科長 殿

株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号及び件名
函基公示第〇〇号
小型無人機妨害器材の検査・整備等に係わる契約

2 対象機器等

番号	機器名		応募区分				備考
	名称	型式等	検査	修理	整備	試験	
—	小型無人機妨害器材	LLQ-1					

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 〇〇〇〇〇〇
3 〇〇〇〇〇〇

小型無人機妨害器材の検査・整備等

番号	機器名		募集区分				備考 (製造元)
	名称	形式等	検査	修理	整備	試験	
一	小型無人機妨害器材	LLQ-1	○	○	○	○	DroneShield